## 令和 4 年度 第 207 回佐用町農業委員会会議録

令和 4 年 8 月 22 日，午前 11 時 00 分 佐用町役場本館 3 階 にて召集した。
1．出席者は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 福田 範康 |
| 7 番 竹内 辰已 | 8 番 | 間嶋 義弘 | 9 番 松岡 英雄 |
| 10 番 福原 正幸 | 11 番 金谷 隆志 | 12 番 | 花井 義信 |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．欠席委員は次のとおりです。

|  |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．委員及び傍聴人を除くほか，議場に出席した者の氏名は次のとおりです。
農地利用最適化推進委員 吉田 将光•藤本 浩•横山 隆夫•梅本 正見•䕃山 哲博高本 耕作•柿本 美満夫•谷口 茂博
事務局長 井土 達也 ，書記 押田 晃英•波戸 雄太

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）報告第 2 号 農地法施行規則第 53 条の申出について
（4）議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
（5）議案第2号 農地法第5条の許可申請について
（6）議案第 3 号 非農地証明書の交付申請について
（7）議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。
事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは，会長か らあいさつをお願いいたします。
議 長（福田会長）皆様こんにちは。皆様には農地パトロールの引き続きということで，農地パトロールについては皆様に参加いただきましてありがとうございました。各班からの報告も受けまして，無事に済んだことをありがたく思っております。ま た，世間ではコロナがまた流行っておりますので，皆様4回目のワクチン接種を

されると思いますが，個々で体調管理をしつかりしていただいて，感染予防をし ていただきますようによろしくお願い申し上げまして，引き続き，第207回8月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員はございません。したがってただ いまの出席委員は 12 名でありますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3項の規定により会議が成立しております。次に，佐用町農業委員会会議規則第 12条第 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきます。 12 番の花井委員 と 13 番の古川委員にお願いいたします。それでは，ただいまから議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出についてを議題といたし ます。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したことを ここに報告する。令和 4 年 8 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康 （報告第1号，議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局より報告がありましたこの案件につきまして，何かご意見，質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議
長 それでは報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に，報告第 2 号農地法施行規則第53条の規定による申出についてを議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 2 号農地法施行規則第 53 条の規定による申出について 次の農地を農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により，無線基地局用地に転用したい旨，申出が あったので確認を求める。令和 4 年 8 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康
（報告第2号，議案書をもとに朗読）
長 ただいま事務局より説明がありましたこの案件につきまして，何かご意見，質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
議
員 はい。
議 長 それでは報告第 2 号の案件につきましては承認されました。次に，議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 8 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 2 件の申請がありました。

## （議案第 1 号，議案書をもとに朗読）

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，金谷委員より説明願います。
11 番（金谷委員）議席番号 11 番の金谷です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 36 ページからになります。現地確認については 8 月 9 日 10 時 30 分より，事務局の押田さん，【事務所の さんと私の 3 人で行いました。申請場所は資料にありますように，1 か所は国道 179 号線 JR 三日月駅の西の橋を渡り，信号 を左にまがり，踏切を渡ったのち 150 m ほど道なりに行った右側になります。残り 2 か所は三日月駅南側の西の線路側です。譲渡人は会社経営をされており，平成 25 年に父より所有権を移転したが，農地の維持管理がままならず，今回同級生で ある譲受人と話がまとまり，今回の申請となりました。3条許可基準に関すること では， 1 号の全部効率化要件については全ての農地を耕作しているため問題ありま せん。 2 号は個人で問題ありません。 3 号は信託でないので問題ありません。 4 号 は年間 200 日以上従事していますので問題ありありません。 5 号の下限面積につ いては，現在耕作面積 $35,756 \mathrm{~m}^{2}$ で取得後は $36,958 \mathrm{~m}^{2}$ となり問題ありません。 6号についても登記簿のとおりで問題ありません。7号の地域調和要件についても農道，水路の作業に従事されますので問題ありません。その他に関する事項も特に ありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えます ので，ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に， 2 番の案件につきまし て，花井委員より説明願います。
12 番（花井委員）議席番号 12 番の花井です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 44 ページから 47 ページになります。現地確認は， 8 月 9 日午前 10 時 00分より，事務局の押田さん，代理人の 事務所 さんと私の計 3 名で行いま した。現状は畑として管理されている状況です。申請場所は資料にありますよう に，国道179号線 さん西を 20 メートルほど佐用方面に沿って行ったと ころの向かって左側に位置しています。譲渡人 さんは遠方に住まわれ，管理 もままならない状況であり，以前から管理を依頼していた譲受人の さんに相談したところ話がまとまり，今回の申請になりました。譲受人の口さんは，農地法 3 条 2 項の 1 号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作しているた め問題ありません。また，2号は個人であるため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間 250 日従事していますので問題ありません。 5 号の下限面積については，取得後の面積が $2.2 \mathrm{ha}, ~ 6$ 号についても，登記簿のとおり問題あり

ません。 7 号の地域調和要件についても地元の農作業出役にも参加しておられます ので問題ありません。以上第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当しません。以上 を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議の ほどよろしくお願いします。
議
長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見，ご質問等ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて，議案第 2 号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 8 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 2 件の申請がありました。（議案第2号，議案書をもとに朗読）
議
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番と 2 番の案件につきまして，古川委員より説明願います。
13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 48 ページからになります。現地確認については，8月4日午後 2 時から，事務局の押田さん，波戸さん，申請者代理人の さんと私の計 4 名で行いまし た。申請場所は下徳久，南光文化センター裏手にある町道と千種川の間にありま す。申請者の】」は山崎に住んでいらっしゃいますが，この度実家近く に家を建てて帰ってこようと考えていたところ，親戚先にあたる さんが高齢のため農地の管理も困難と考え，【さんに土地 2 筆を提供され，その土地に家を建てる運びとなりました。しかしながらそこは農地であり，また昔か らその農地に納屋が建っており，また一方の農地には家の名残の風呂場が残った ままになっていました。今回土地を譲るにあたり，【さんが始末書を添付 され，自治会長さんの確認書，証明書も添付してあります。立地基準による判断 は， 300 m 以内に徳久駅や南光支所を有する第 3 種農地につき問題ありません。一般基準についても，資力，信用について問題ないと思われ，計画日程からも事業 の目的が果たされ，周辺農地の影響等についても，隣接者の同意書，自治会長及 び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえ まして審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて，議案第 2 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 60 ページから になります。現地確認については，8月4日午後 2 時から，事務局の押田さん，波戸さん，申請者代理人の さんと私の計 4 名で行いました。申請場所は 1 番の申請地と同じです。申請者の さんは に住んでいらっしゃいますが，

この度実家近くに家を建てて帰ってこようと考えていたところ，親戚からの土地提供を受け，その地に新築をすることとなりましたが，町道から家への進入路に は さん所有の農地があり相談したところ，話がまとまり，今回の申請と なりました。許可後は自宅へのっ進入路兼駐車場として使用するとのことです。立地基準による判断は， 300 m 以内に徳久駅や南光支所を有する第 3 種農地につき問題ありません。一般基準についても，資力，信用について問題ないと思われ，計画日程からも事業の目的が果たされ，周辺農地の影響等についても，隣接者の同意書，自治会長及び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思い ます。以上を踏まえまして審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります前に，いったん休想に入ります。
（5分間の休憩）
議 長 議事を再開します。審議の前に， 1 番と 2 番の案件については，事前に私と事務局 で資料及び現地確認を行いました。その件について事務局より補足説明がありま すので，お願いします。
事 務 局 福田会長から，申請地のらち資料59ページの下徳久字 の農地に係る事業計画について，この内容では転用の必要性が不明膫であるとご指摘を受け，現地確認を行いました。その後，光都農林振興事務所にも確認を行いましたが， やはり転用の必要性が不明膫であり，許可に相当しないとの回答を受けており ます。
議
長さきほどの説明のとおりですので，当該申請については保留とし，事務局 から再申請の指導をしてもらうことを提案しますが，いかがでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議 長 それでは， 1 番と 2 番の案件につきましては保留とし，事務局から再申請の指導を してもらうことといたします。次に，議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認に ついて」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和 4 年 8 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 5 件の申請がありました。
（議案第3号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，担当委員の蔭山委員より説明願います。
3 番（蔭山委員）議席番号 3 番の蔭山です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 65 ページからになります。現地確認については，8月5日 10 時 30 分より，事務局の波戸さん，押田さん，申請者の さんと私の 4 名で行いました。申請場所は，資料にありますようにいちょう公園の姫新線を挟んで向かい側の山手方向に 200 m ぐらい上がったところにあります。申請者の さんは，現在 — 市 に在住で，将来のことを考えて親から譲り受けた山林を佐用町の山林引き取り制

度を利用し佐用町に譲渡しを申し出たところ，土地の地目が畑の登記のままであ ることが判明し，引き取ってもらえないことがわかり，地目変更を行いたいとの ことで本申請に至っています。地番 3180 番 1 は，昭和 30 年ごろに森林事業の一環で植林をし，現在は資料 70 ページの写真にあるように樹齢 50 年くらいの杉の立ち木ばかりで山林化しています。隣接者の同意書及び自治会長の証明もありま す。また本人の始末書もあります。非農地となってから20年以上経過しているこ とも認められ，周囲の状況からみても，非農地としても特段の影響がないと見込 まれます。その他に関する事項は特にありません。以上を踏まえまして，本案件 については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。長 審議に入ります。1番の案件につきまして，何かご意見，ご質問等ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に， 2 番の案件につきまし て，担当委員の安本委員から説明願います。
5 番（安本委員）議席番号 5 番の安本です。議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 71 ページからになります。現地確認については，8月8日 10 時より，事務局の押田さん，波戸さん，司法書士の さんと 4 名で行いました。申請場所 は，資料にありますように平福道の駅北三叉路を右折し，上三河平福線を東に進 み，桑野公民館前の三叉路を左折し桑野集落の周辺に位置しています。申請人は さんです。桑野字 い，いの土地については，第二次世界大戦以降，山際に位置するこれらの畑作を中止して以降，管理がおろそかな状態が続き，現在のように山林化しています。 $\square$番については，昭和51年ごろの台風 をはじめ，たびたび小滝川脇にあった道路が消失し，行き来がしづらい状況が続 いていましたが，平成 16 年，21年の台風以降砂防ダム工事が行われ，私有地側 に工事用道路ができ，当該土地はこのダム工事の残土置き場に提供したままの状況で現在に至っています。 の住居の北に位置する は斜面にあり，平成 4 年ごろより雑木が生え，原野の状態が続いています。一方 は住居の南側にあり，平坦で少し広い道路側に接していることから昭和のはじめごろから物置作業場の敷地になっています。 の土地については，昭和 44，45年ごろに桑野の山林区域が豪雨災害防止を兼ねた森林組合による保安林事業がな されました。このころ，当該 2 筆は森林組合対象土地ではありませんでしたが，農地法関連手続きを忘れ，植林し今日に至っています。
土地については，昭和 51 年の大型台風以来，これらの土地は山の中に位置するこ ともあり，作業の割に被害を受けることから，耕作をおろそかにする状態が続き，原野の状況になっていました。平成 8 年には河川に接する 北側の

河川崩落部分で改修工事がなされ，その隣接地を含め原野の状況になって

います。 の土地について，昭和 44，45 年ごろ桑野の山林区域で豪雨災害防止を兼ねた森林組合による保安林事業がなされました。当時，申請者の兄が所有 していた は地目が山林であったため保安林として の植樹を受けましたが，畑であった当該地は該当しなかったため除外されていま した。実際には境界がはつきりしていなかったため，同様の植樹が行われ，現在山林の状況です。これらを現況に合わせて地目変更登記をするため申請にいたり ました。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますの でご審議のほどよろしくお願いします。

長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見，ご質問等ございませんか。 （「ありません」の声あり）

長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて 3 番の案件につきま して，担当委員の間嶋委員より説明願います。
8 番（間嶋委員）議席番号 8 番の間嶋です。議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 103 ページからになります。現地確認については， 8 月 5 日 14 時 40 分よ り，事務局の波戸さん，押田さん，申請者代理人の 行政書士さんと行いまし た。申請場所は，資料にありますように小赤松集落の北側になります。申請人は，亡き父が昭和 50 年ごろに檜の植林を行った土地について今回調査確認したところ，登記簿上地目が畑であるにもかかわらず，大部分が檜，竹林と化しており，伐採等も試みましたが断念され，現在に至っており，今回地目変更を行いたいとのこ とで本申請に至っています。現況は檜が数本植栽されていますが，資料写真のと おりほとんどが孟宗竹等による山林と化していました。山林と化していたことに ついては，自治会長の証明も添付されています。さきほどのことは，非農地証明 の審查基準，3（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 に当てはまります。また，申請人からの始末書と隣接者の同意書及び自治会長の確認書も提出されておりますので問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いし ます。
議 長 審議に入ります。3番の案件につきまして，何かご意見，ご質問等ございませんか。 （「ありません」の声あり）

長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。次に， 4 番， 5 番の案件につ きまして，担当委員の古川委員から説明願います。
13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 3 号 4 番の案件について説明いたします。資料は 109 ページからになります。現地確認については， 8 月 4 日午後 1 時 30 分

より，事務局の押田さん，波戸さん，申請代理人の さんと私の 4 名で行 いました。申請場所は，国道 179 号線林崎集落の道路沿いにある さん宅 の進入路を入った左手奥のブロック塀沿いに $3.3 \mathrm{~m}^{2}$ の農地があります。申請地は

さんがお父さんから財産を引き継いだ時から隣接する さんの宅地の一部として利用されていて，農地とは気づかず今日に至っていました。今回 さんの非農地申請にあたり，【んの農地が残っていたため始末書，同意書，証明書を添付のらえこの度の申請となりました。現状は写真のと おり さん宅の庭先でバラスがひかれた状態になっています。以上を踏ま えまして，本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろ しくお願いします。
続いて議案第 3 号 5 番の案件について説明いたします。資料は 115 ページから になります。現地確認については，8月4日午後 1 時 30 分より，事務局の押田さ ん，波戸さん，申請人の さんと私の 4 名で行いました。申請場所は，国道 179 号線林崎集落の道路沿いにある さん宅のちょうど進入路部分に申請地があります。申請人の さんは 市在住で，空き家となった家屋を佐用町の空き家バンクに登録するにあたり，道路からの進入路にあたる部分が農地になっていることがわかり，今回の申請となりました。昭和 40 年ごろから農地 として使用されていないようで，写真のとおり現状はコンクリートが施された自宅への進入路となっています。本人の始末書も添付され，農地への復元も困難と感じられますので，ご審議のほどよろしくお願いします。

長 審議については 1 件ずつ行います。 4 番の案件につきまして，何かご意見，ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。次に， 5 番の案件につきまし て，何かご意見，ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員はい。
長 それでは 5 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたし ます。 事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 8 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長福田範康」
（議案第4号，議案書をもとに朗読）

議

議
全
議

長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは議案第4号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
（午後 1 時 20 分 閉会）

令和 4 年 8 月 22 日

議長
（10）

12 番

